

# 情報なんぶ

令和8年3月19日発行

南部町行政だより 第273号

総務課 電話66-3112

<https://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / [soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp](mailto:soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp)

## ■ 4月1日から役場等の開庁時間が午前9時から午後5時になります ■

職員の働き方改革を推進するとともに、生み出された時間を有効に活用し、一層のサービス向上を行うため、役場等の開庁時間について、令和8年4月から試験的に午前9時から午後5時までに変更します。ご理解とご協力をお願いします。

【変更日】 4月1日（水）

【変更後の開庁時間】 午前9時～午後5時

※電話の受付時間や、職員の勤務時間に変更はありません。

【対象となる施設】

南部町役場法勝寺庁舎、天萬庁舎、健康管理センターすこやか

※各施設の解錠・施錠時間に変更はありません。

【役場に行かなくても利用できるサービス】

住民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、「テノヒラ役場」やオンライン申請により、デジタル化の取組を推進し、自宅で完結できる手続きの拡大や、来庁時間を短縮する窓口業務の改革に取り組んでいます。

▶「テノヒラ役場」では、証明書の申請、健診やイベントの予約、各種行政手続き、役場へのご意見・ご質問などを受け付けています。

▶マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できます。

【問い合わせ先】 総務課 ☎66-3112

※「テノヒラ役場」に関するお問い合わせは、デジタル推進課 ☎46-0108



◀テノヒラ役場はこちらから

## ■ 「たすかーど」13,000ポイントの使用をお忘れなく ■

昨年12月に物価高騰対策として、町民の皆様の「たすかーど」に13,000円分のポイントをお配りしています。3月末がポイントの使用期限になりますので、お忘れなくご使用ください。

【付与ポイント】 町民の方1人につき13,000ポイント

【使用期限】 3月31日（火）

【その他】 たすかーどを紛失された方は再発行ができますので、ご本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）をご持参の上、未来を創る課（法勝寺庁舎）にお越しください。

【問い合わせ先】 未来を創る課 ☎66-3113

## ■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

地域のどなたでも自由に参加し交流する集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※申込不要です。ご都合に合わせてご参加ください。中止の場合は防災無線放送でお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日 時	4月7日（火） 午後1時30分～3時30分
場 所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内 容	「ハーモニカ演奏」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

《 米やカフェ 》

日 時	4月21日（火） 午前9時30分～11時00分
場 所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内 容	「あら、不思議～手品ショー」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

## ■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日 時】 4月24日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場 所】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

認知症の人と家族の会鳥取県支部  
ホームページ▶



## ■ 「心の健康相談会」開催のお知らせ ■

眠れない、気持ちが落ち込む、不安な気持ちがとれない、イライラする、身近な人の悩み・・・その他、心に関する相談を西伯病院公認心理師が伺います。無料の個別相談です。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。（※要予約）

【日 に ち】 4月21日（火）

【時 間】 ①午後1時30分 ②午後2時30分 ③午後3時30分

【場 所】 健康管理センターすこやか

【予約・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

## 令和8年農作業標準料金協定表について

■この協定額は町の標準額です。作業条件等によって双方の話し合いで決めてください。

■この協定額は消費税を抜いたものです。

【問い合わせ先】 農業委員会 ☎64-3792

○農作業料金（オペレーターの人件費を含みます）

改定日 R8.1.1～

作 業 名			標準額（円） （消費税抜き）	摘 要	
耕 転	一般田		6,800	10a当り	
	圃場整備田		6,400		
	畑		6,000		
	ディスクハロー		6,800		
代 か き	一般田		7,020		
	圃場整備田		7,020		
機械田植	一般田		6,500	10a当り	
	圃場整備田		6,500		
	側条施肥		6,700		
	除草剤散布		6,700		
	一括作業		7,100		
畦 畔 付 け			76	1m当り	
溝 き り			5	1m当り	
麦	圃場整備田		13,400	10a当り	
畦 畔 草 刈			2,000	1時間当たり (機械持込・燃料代含む)	
大豆	中 耕 培 土		6,500	10a当り 中耕及び培土を一括で処理	
	中耕のみ		4,400	10a当り 管理機使用 中耕・培土を個別に実施	
	土寄せのみ		4,400		
種 蒔 き			3,300	10a当り	
稲	バインダー	一般田	8,500	10a当り (紐代含む)	
		圃場整備田	7,400		
刈	コンバイン	一般田	倒伏又は湿田 50%以上	10a当り	
			倒伏又は湿田 50%未満		20,000
		整備田	倒伏又は湿田 50%以上		20,000
			倒伏又は湿田 50%未満		17,900
稲 藁 結 束			4,200	10a当り (紐代含む)	
ハ ー ベ ス タ ー			7,800	10a当り	

下  
手  
間  
除  
く

作 業 名		標準額 (円) (消費税抜き)	摘 要
大豆	コンバイン	12,600	10a当り
そば	刈り取り	12,600	10a当り
	乾燥・調整 (袋代除く)	130	キログラム当り
農業用ドローン	種 子	2,160	10a当り (薬剤費、肥料代は別途)
	薬剤・肥料	2,700	
堆 肥 散 布		6,500	マニアスプレッダー使用 (10a当り、堆肥料を含む。)

○農作業賃金 (令和8年中に鳥取県最低賃金が改定された場合は、標準額の読み替えをお願いします)

作 業 名		標準額 (円) (消費税非課税)	摘 要
一般労務 (労務賃金)	(1時間当り)	1,030	作業内容及び時間帯により適宜加算 (参考) 鳥取県最低賃金 1,030 円 (R7.10.4~)